

# 広島高速道路公社契約細則の改正について

## 1 改正する細則

広島高速道路公社契約細則

## 2 改正の内容

令和2年4月1日付け民法の一部改正に伴い、「かし担保責任」が「契約不適合責任」となったことにより、本細則第24条第7号を改正する。

改 正	現 行
第1条～第23条 (省略)  (契約書の記載事項) 第24条 契約書には契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りではない。 (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 契約保証金 (4) 監督及び検査 (5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (6) 危険負担 (7) 契約不適合責任 (8) 契約に関する紛争の解決方法 (9) その他必要な事項  第25条～第33条 (省略)	第1条～第23条 (省略)  (契約書の記載事項) 第24条 契約書には契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りではない。 (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 契約保証金 (4) 監督及び検査 (5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (6) 危険負担 (7) <u>かし担保責任</u> (8) 契約に関する紛争の解決方法 (9) その他必要な事項  第25条～第33条 (省略)

## 3 適用

この細則は、令和5年1月13日から施行する。